

# 武蔵村山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

平成30年4月11日

訓令（乙）第59号

## （目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）

第2条第5項に規定する骨髄・末梢<sup>しよう</sup>血幹細胞提供あっせん事業をいう。次条第1号において同じ。）において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）等に対し助成金を交付することにより、ドナー希望登録者の増加を図り、もって骨髄・末梢血幹細胞移植を推進することを目的とする。

## （対象者）

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、この要綱による助成と同種の助成を受けていない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。

(1) 骨髄等の提供を行った日において、武蔵村山市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者であって、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者

(2) 前号に規定する者が勤務している事業所等（以下「勤務事業所等」という。）

## （助成金の額等）

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院、面接等（次項において「通院等」という。）に要した日数に、ドナーにあつては2万円を、勤務事業所等にあつては1万円を乗じて得た額とする。

2 前項の日数は、次に掲げる通院等に要する日数を合計したものとし、その上限は7日とする。

(1) 健康診断に係る通院

(2) 自己血貯血（骨髄等の採取後の貧血を軽減するため、輸血に要する自己の血液を当該骨髄等の採取前に採取することをいう。）に係る通院

(3) 骨髄等の採取に係る入院

(4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し日本骨髄バンクが必要と認める通院等

## （助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、武蔵村山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（第1号様式）に、日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から1年以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

2 助成金の交付を受けようとする勤務事業所等は、武蔵村山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から1年以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

(1) ドナーとの雇用関係を証明する書類の写し

(2) 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し（ドナーが前項の

規定により助成金の交付を申請しない場合に限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付額を決定したときは、武蔵村山市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請をした者(次条において「申請者」という。)に通知する。

(助成金の交付請求)

第6条 申請者は前条の規定による交付の決定を受けたときは、武蔵村山市骨髓移植ドナー支援事業助成金請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、前条の規定により決定した助成額を申請者が指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金を交付しているときは、当該取消しに係る部分について、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行し、同月1日から適用する。